

第2回遵守委員会作業部会会合
2013年5月14-16
オーストラリア、キャンベラ
暫定議題

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会合運営上の説明

2. 漁獲証明制度（CDS）に関する最低履行利用要件の策定

第7回遵守委員会会合（CC7）は、CDSの最低履行要件策定のためのオプションについて議論し、かかるタスクの複雑さゆえに、かかる要件については、休会期間中のこの小規模な作業部会において議論すべきであることに合意した。さらに、CC7は、コンサルタントが当初に作成したCDSの最低履行要件の規定が出発点になるであろうと記している。

事務局は、コンサルタントが当初作成したCDSの最低履行要件の規定を、議長及び事務局からの提案とともに、会合前に十分余裕をもって回章する。

3. e-CDSの進捗報告

CC7は、事務局に対して、ウェブベースのe-CDSの経費及び便益を調査するよう要請した。さらに、事務局からの最初の進捗報告書がこの会合のために作成されるべきであることが報告された。

現在、事務局は、ウェブベースe-CDSの「コンセプト」を作成中である。これには、e-CDSの目的、システムの運用方法の概要、現行のCDSの手順のうち変更が必要な部分、トライアルを含む導入スケジュールが含まれる。このコンセプトについては、メンバーによる検討のため、短い文書にして2013年の早い段階で回章する予定である。時間に余裕があれば、事務局は、この文書に対するコメントを受け、そして改訂版を作成し、この会合において検討できるようにする。会合前には経費の見積りは行わない。CCSBTのe-CDSをどのように運用させるかという共通理解が得られる前に経費について検討するのは現実的ではない。この「コンセプト」ペーパーは、CC8前に更なる作業を実施することができるよう、共通理解を図るための議論の出発点となることを意図している。

4. 品質保証レビュー（QAR）に関する更新情報

この議題項目は、オーストラリアによって追加されたものであり、QARプロセス及び契約業者選定に関する更新情報を受けるためのものである。事務局は、かかる更新情報を提供する。

5. 地域/科学オブザーバー計画

この議題項目は、オーストラリアによって追加されたものであり、オブザーバー計画に関する拡大委員会の議論を「始動」させ、（時間があれば）また、CCSBTオブザーバー計画に関するメンバーの目的及び要件を説明する機会を設けるものである。

6. その他の事項

7. 閉会

7.1. 会合報告書の採択

7.2. 閉会